

監査の結果及び意見について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査について、富山市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、次のとおりその結果を報告する。

また、地方自治法第199条第10項の規定により、意見を提出する。

記

1 監査の種類

財務監査（監査基準第2条第1項第1号）

行政監査（監査基準第2条第1項第2号）

2 監査の実施場所及び日程

実施場所：監査室

日 時：令和3年12月27日（月）

3 監査実施期間及び現地調査箇所

（1）監査実施期間

令和3年11月16日から令和3年12月27日まで

（2）現地調査箇所

文化国際課（婦中ふれあい館）、病院事業局

4 監査の概要

（1）対象部局及び所属

企画管理部

・行政経営課

・文化国際課（婦中ふれあい館、国際交流センターを含む）

・職員研修所

環境部

・環境政策課（エコタウン交流推進センターを含む）

病院事業局

監査委員事務局

（2）対象期間

令和2年度

（3）対象事務

上記期間における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び行政事務の執行を対象とした。

なお、必要があると認める場合は、現年度や過年度も対象とした。

(4) 監査の着眼点

共通監査項目として以下の次の事項に重点を置いて、監査を実施した。

- ア 現金の収納事務について
- イ 歳入の執行事務について
- ウ 委託・工事契約関係事務について
- エ 負担金・補助金・交付金の支出について
- オ 財産の管理事務について
- カ 各課の所管する重要かつ特徴的な事務について
- キ 前回監査等での指摘・意見に対する措置状況等について

5 監査の主な実施内容

監査対象となる部局の事務事業の中から、財務的及び行政的観点に基づき、提出された監査資料を審査し、関係職員の説明を求め、監査を実施した。

また、必要に応じて現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、概ね適正に執行されていたものと認めるが、次のとおり改善を要するものを指摘事項とした。

(1) 企画管理部 行政経営課

ア 超過勤務手当の支給において、次の誤りが見受けられたので、改善を図らきたい。

①週休日の勤務について、勤務時間の割振り変更を誤ったことにより、過小支給となっていた。

②勤務時間の割振り変更に伴い、勤務を要する日となったにもかかわらず、週休日の支給区分としたことで、過大支給となっていた。

(2) 企画管理部 文化国際課

ア 富山市婦中ふれあい館の使用料について、改正前の富山市婦中ふれあい館条例別表による使用料を徴収しているものが複数見受けられたので、改善を図らきたい。

イ 富山市芸術文化事業補助金等において、補助事業者から補助事業を中止する旨の文書が提出されていたが、富山市補助金等交付規則に定める承認手続きがされていないものが複数見受けられたので、改善を図らきたい。

ウ 富山市芸術文化事業補助金等において、補助事業完了後 10 日以内に補助事業実績報告書が提出されていないものが複数見受けられたので、改善を図らきたい。

エ 行政財産の使用の許可申請について、使用しようとする日の 1 週間前までに富山市行政財産使用許可申請書の提出がされていないものが複数見受けら

れたので、改善を図られたい。

オ 公印について、備品台帳に記載されていなかったもので、改善を図られたい。

(3) 環境部 環境政策課

ア 市有不動産貸付料の納入期限について、納入通知書を交付する日から 20 日以内に指定していないものが複数見受けられたので、改善を図られたい。

イ 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（防災減災）等の国庫支出金に係る歳入調定において、富山市事務専決規程に定める財政課長合議を受けていないものが複数見受けられたので、改善を図られたい。

ウ 週休日の勤務について、人事給与システムへの入力誤りにより、超過勤務手当が過小支給となっているものが見受けられたので、改善を図られたい。

(4) 病院事業局 管理部 経営管理課

ア 週休日の 6 時間の勤務について、4 時間の勤務時間の割振り変更を行ったが、週休日等の勤務状況・振替及び 4 時間の勤務時間の割振り変更命令・実績簿が作成されておらず、また、割振り変更の対象としなかった 2 時間の勤務について、超過勤務命令簿が作成されておらず、超過勤務手当 125/100 が支給されていなかった。

さらに、4 時間の勤務時間の割振りをやめた日時の勤務についても、超過勤務命令簿が作成されておらず、超過勤務手当 125/100 が支給されていなかったもので、改善を図られたい。

(5) 病院事業局 管理部 医事課

ア オンライン資格確認システム導入支援業務委託において、提出された業務完了報告書の復命がされていなかったもので、改善を図られたい。

(6) 病院事業局 管理部 総務医事課

ア 富山まちなか病院診療情報調査分析業務の労働者派遣契約業務委託において、提出された業務完了報告書の復命がされていないものが見受けられたので、改善を図られたい。

イ 超過勤務手当の支給において、次の誤りが見受けられたので、改善を図られたい。

① 休日の勤務について、正規の勤務時間中に勤務した時間に対して休日給を、それ以外の勤務した時間に対しては超過勤務手当 135/100 を支給すべきところ、勤務した全時間に対して休日給を支給したことにより、過小支給となっていた。

② 手当の支給対象となる時間数について、延勤務時間数から休憩時間数を差し引いていなかったことにより、過大支給となっていた。

(7) 富山市民病院 医療情報室

ア 業務委託契約の履行の確保において、次の誤りが見受けられたので、改善を図られたい。

- ①褥瘡管理システム保守業務委託において、業務完了報告書を提出させていなかった。
- ②電子カルテシステム等保守業務委託において、保守業務実施計画書の提出及び承認がされていなかった。
- ③放射線画像管理システム保守業務委託等において、保守業務実施計画書の提出及び承認がされておらず、また、仕様書に定める保守作業報告書を提出させていなかった。
- ④富山市民病院R P A導入検証業務委託の報告書の提出があったものの、会議における情報共有のみで、起案による復命がされていなかった。

7 意見

今後の事務事業の執行について、次のとおり意見を提出する。

(1) 病院事業局

個人で加入している富山県看護協会など医療系の職種別団体の年会費について、団体に加入することで職務能力の向上につながることから、その一部を病院で負担しているが、これまでの内部協議によって病院の負担額を決定しているものの、個人会費を病院が負担する根拠等が明確になっていないことから、負担のあり方について検討されたい。